

2026 年 5 月 28 日版

サン・スマイル「無肥料自然栽培」

規格及び認証の基準

non – Fertilizer Natural Cultivation standard



有限会社サン・スマイル

まえがき

1 有限会社サン・スマイル(以下「当社」という。)では「無肥料自然栽培の表示」に関して2009年に農林水産省の監査を経て、長年にわたり2者認証にて無肥料自然栽培の表示を行ってきた。

しかし「無肥料自然栽培」、「自然栽培」等の表示が氾濫し始めている現状を鑑み、消費者が適正な商品選択が行えるように、新たな表示規格をつくる必要がでてきていると考える。

2 本規格は JAS1605(有機農産物の日本農林規格 以下「有機 JAS」)の認証取得を前提として運用することで、当社の独自製品認証が認証事業者の健全な発展と消費者への適切な表示による選択の適応化と拡大を目指すものとする。

無肥料自然栽培農産物

non - Fertilizer, Natural Cultivation Products of Plant Origin

1 適用範囲

この規格は、有限会社サン・スマイル「無肥料自然栽培農産物」について規定する。

2 引用規格

本規格は、以下の規格基準の最新版を引用する。

- (1) JAS1605(有機農産物の日本農林規格)(以下「有機 JAS 規格」という。)
- (2) 有機農産物についての生産行程管理者等の認証の技術的基準(以下「技術的基準」という。)

3 定義

無肥料自然栽培農産物とは、本規格第4条、有機 JAS 規格及び技術的基準に従い生産された農産物をいう。

4 生産基準

4.1 ほ場

有機 JAS 規格 5.1 の基準を適用する

4.2 種苗・育苗管理

有機 JAS 規格 5.4 の基準を適用する

4.3 ほ場における肥培管理

- (1) 当該ほ場において生産された農産物の残さ又は当該ほ場若しくはその周辺に生息または生育する生物の機能を活用した方法のみによって、土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図らなければならない。
- (2) 有機 JAS 規格附属書 A 表 A.1(以下表 A.1)の肥料及び土壌改良資材及び化学的な資材は使用しない。
- (3) ほ場又はその周辺に生息し、又は生育する生物の機能を活用した方法のみによっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合で、かつ土壌物理性の改善を目的とする場合に限り、表 A.1の「植物及びその残さ由来の資材」、「岩石を粉砕したもの」に限り使用をすることができる。

4.4 有害動植物の防除

有害動植物の防除は、耕種的防除、物理的防除、生物的防除又はこれらを適切に組み合わせた方法のみによって行わなければならない、有機 JAS 規格附属書 B 表 B.1 の農薬及び化学的に合成された資材の使用は一切行わない。

4.5 一般管理(その他の管理)

有機 JAS 規格 5.11 の基準を適用する。

4.6 収穫以降の管理

収穫以降の行程において、化学的に合成された資材の使用は一切行わない管理を行う。

その他、有機 JAS 規格 5.13 の基準を準用する。

5 格付及び格付表示

- (1) 有機 JAS 認証における「格付のための検査」及び「格付表示」を行い出荷する。
- (2) 「格付のための検査」及び「格付表示」に際しては、有機農産物の生産行程についての検査方法 (https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuuki.html#kikaku 有機 JAS・告示等「生産工程管理」「検査方法」)を準用する。

6 サン・スマイル認証

- (1) 本規格に基づく認証を、「無肥料自然栽培認証(サン・スマイル認証)」という。
- (2) 申請者は、有機 JAS 認証を取得した事業者に限る。
- (3) 申請者は、有機登録認証機関から発行された認証書を有機 JAS 認定証取得後 2 ヶ月以内に当社へ提出する。有機 JAS 認証を継続している申請者は、認証継続書を毎年提出する。
- (4) 申請者は、当社が指定する日までに、指定期間内の認証圃場における栽培記録、登録圃場書類等の必要書類を、当社に提出しなければならない。
- (5) 登録認証機関は、当社が指定する確認書類(サン・スマイル認証確認依頼書兼確認回答書)を作成し、当社へ提出しなければならない。
- (6) 前項の手続が確立するまでの間、有機 JAS 指定講習の課程を修了した当社社員は、(5)の確認書類(サン・スマイル認証確認依頼書兼確認回答書)に関する聞き取り調査、栽培記録の確認及び基準 4.3 への適合確認を行うことができる。
- (7) 当社代表取締役は、6(3)、6(4)、6(5)、6(6)の書類を精査し、本規格に適合したものに限り、サン・スマイル「無肥料自然栽培」農産物として認証する。

7 表示

- (1) 前条の認証を受けた農産物にのみ、当社が定めた無肥料自然栽培認証のマークを使用することができる(下図1及び2の右側のマーク)。
- (2) 前項の表示を行う場合、有機 JAS マーク表示(有機農産物・転換期間中有機農産物)(下図1及び2の左側のマーク)を必ず行わなければならない。



図1(日本語)



図2(英文)

8 覚書

申請者は、本規格の認証に先立ち、当社との間で、有機 JAS 認証を伴う無肥料自然栽培農産物認証に関する覚書を取り交わさなければならない。

9 効力

当規定は、2025 年 1 月 6 日より発効する。

当規定は、2026 年 5 月 23 日見直しを実施した。

当規定は、2026 年 5 月 28 日見直しを実施した。

有限会社サン・スマイル

埼玉県ふじみ野市西 1-13-13

電話 049-293-2031 FAX049-293-2032